

# こども課からのおしらせ

## ₩ 外認可外保育施設 利用助成金

町外認可外保育施設に通う児童の保護者に対し て、経済的負担を減らすために、保育料の一部(月 額 1,500円以内)を助成します。

▶対 象 町外の認可外保育施設に通う児童の保

※ただし、幼保無償化認定者、企業主導型保 育施設利用者は除く

▶申請書 こども課窓口にて配布 ※内容は10月から3月利用分申請

▶申込み 3月1日から15日までに申請書等をこ ども課へ提出

#### ↑ 和5年度 幼児教育保育無償化の新規受付

4月から新たに認可外保育園や未移行幼稚園に通われる 方で、現時点で無償化の認定を受けていない方が対象とな ります。無償化を受けるためには事前に町から保育必要理 由の認定を受ける必要があります。まだ認定を受けていな い方は保育施設等の利用前に申請をお願いします。必要書 類等、詳しくは町のホームページをご覧ください。

▶対 象 ・3歳児から5歳児クラスのこども

・非課税世帯の0歳児から2歳児クラスのこども

▶申込み 3月17日まで

※期限終了後も随時受付可



# 出産・子育て応援事業

■ の施策に基づき、妊娠初期から出産・子育て中の家庭に寄り添い、支援へ繋ぐ「伴走型相談支援」「応援ギフト」 の給付を一体として実施します。

#### 伴走型相談支援とは

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育 てができるように面談等を通して情報提供を 行います。

#### 主な面談タイミング

- ①奸娠届出時(親子健康手帳交付時)
- ②妊娠6か月から8か月頃
- ③出牛届出後



事業に関する詳しい内容は **四**。町ホームページをご確認ください

#### 出産・子育て応援ギフトとは

出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負 担軽減を図るための経済支援です。

#### 出産応援給付金

妊婦1人あたり5万円

#### 子育て応援給付金

新生児1人あたり5万円

#### 給付方法

申請時に指定した口座へ振込み

#### 案内をお送りします

令和4年4月1日から令和5年2月28日の期間に、出産・ 妊娠届を提出した人も「出産・子育て応援給付金」の対象と なります。対象者には、案内通知を発送しますので、届きま したら案内を確認し、申請をお願いします。



# (株) 新崎不動産

代表取締役 新崎長慎

南風原町照屋40-6

**☎**098-996-2433 営業時間 8:30~17:30

Real Estate Company

不動産の売買から保険の見直しまで! お気軽にお問合せ下さい☆

#### 業務内容

不動産業全般 沖縄県知事(1)第5149号 県知事許可(般-4)第14598号 自動車保険・火災保険 その他損害保険

# 3月は新しい国民健康保険証の 切替時期です [問] 国保年金課 ☎889-1798

現 在、国民健康保険に加入中の75歳未満の方については、保険証の有効期限が令和5年3月31日までとなってい ます。新しい保険証は、3月中旬頃に簡易書留にて郵送いたしますので受け取りをお願いします。

#### ▶新保険証が郵送される世帯

国保税を納付済みの世帯

#### ▶簡易書留が受け取れなかった場合

不在通知を持って南風原中郵便局で受け取りをお願い

※保険証が役場へ戻ってくるのは、4月です。それまで は郵便局でしか受け取りができません。

#### ▶新保険証が郵送されない世帯

国保税に納め忘れがある世帯

※8期(令和5年1月31日)以前の納め忘れが対象です。 ※対象の世帯には「更新案内ハガキ」をお送りしています。

#### ▶更新案内ハガキが届いたら

混雑を避けるために、字ごとの受付を行いますので右記 日程表での来庁をお願いします。納付確認後の更新とな ります。

※場所: 役場 1階 5番窓口 国保年金課

#### ▶受付日程

日時	行 政 区	受付時間
3月1日(水)	津嘉山	9:00~16:30
3月2日(木)	兼城、兼平、新川、東新川	9:00~11:30
	北丘ハイツ、宮平ハイツ	13:00~16:30
3月3日(金)	喜屋武、照屋、本部	9:00~11:30
	山川、神里	13:00~16:30
3月6日(月)	宮平、慶原	9:00~11:30
	与那覇、宮城、大名	13:00~16:30
3月7日(火)	兼本ハイツ・第一団地	9:00~11:30
	第二団地	13:00~16:30

#### ▶国保税の納付が難しい場合

国保税を滞納すると、処分(差押)の対象となる場合が あります。納付が難しい方へ納付相談を実施していま すので、必ず窓口へご相談ください。

### 収入がなくても申告をしましょう

収入がない方でも未申告の場合には国保税の軽減措置が適用 されません。また、医療費の自己負担限度額が上位所得者とし て判断されます。



# 軽自動車・バイクの手続きは3月までにお済ませください

詳細は右記の QRコードから



軽 自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点の所有者 に課税されます。軽自動車などの変更手続きは3月末 までに済ませましょう。

## 手続きが必要な方

- ●転入、転出された方
  ●譲渡する方および譲り受ける方
- ●軽自動車、バイクを抹消する方



(250cc 超え)

▶手続き窓□

車

原動機付自転車 役場 2 階  $(50cc \sim 125cc)$ **☎**889-4413 税 務 課 小型特殊自動車 (農耕用・ミニカー) 軽自動車検査協会 ☎050-3816-3126 軽自動車 軽二輪  $(126cc \sim 250cc)$ **2**050-5540-2091 陸運事務所 小型二輪車

手続き窓口

## "生前贈与を考える"

長年連れ添った妻に老後の生活を保障するため、 自宅をプレゼントする。

那覇市寄宮2丁目5番45号 電話(098)854-2440







問い合わせ先

サンエ―つかざんシティ―より八重瀬町向け 200m 〒901-1117 南風原町字津嘉山 593-1

TEL.889-5542 55 0120-489052

3 広報はえばる 2023.3.1 vol.538